

社会保障関連基礎統計 年次比較

平成 12 年 12 月 8 日

厚生省社会・援護局調べ

区分	昭和 30 年 (1955 年)	昭和 50 年 (1975 年)	平成 7 年 (1995 年)
人口	90,077 千人	111,940 千人	125,570 千人
平均寿命	男 63.60、女 67.75	男 71.73、女 76.89	男 76.38、女 82.85
出生数	1,730,692 人	1,901,440 人	1,187,064 人
合計特殊出生率	2.37	1.91	1.42
0-14 歳人口	30,123 千人	27,221 千人	20,014 千人
15-64 歳人口	55,167 千人	75,807 千人	87,165 千人
65 歳以上人口	4,786 千人	8,865 千人	18,261 千人
65 歳以上人口割合	5.3 %	7.9 %	14.5 %
産業別就業者割合	S35) 32.7:29.1:38.2	S55) 10.9:33.6:55.4	6.0:31.6:61.8
高等学校等進学率	51.5 %	91.9 %	96.7 %
大学等進学率	18.4 %	34.2 %	37.6 %
有配偶女性雇用者数 (非農林業)	S37) 262 万人	595 万人	1,161 万人
有配偶女性就業率	—	S55) 48.5 %	50.2 %
国際連合加盟国数	76 か国	144 か国	185 か国
一般会計歳出決算	10,182 億円	208,609 億円	759,385 億円
社会保障給付費	3,893 億円	117,693 億円	647,314 億円
国民所得	69,733 億円	1,239,907 億円	3,807,144 億円
国民負担率	20.8 %	25.7 %	36.5 %
租税負担率	18.1 %	18.3 %	23.3 %
社会保障負担率	2.7 %	7.5 %	13.2 %

※産業別就業者割合は、「第 1 次産業：第 2 次産業：第 3 次産業」で表示しているが、分類不能分を除いたため、数値の合計が 100 にならない場合がある。

※ H7 の高等学校等進学率は、通信制課程への進学者を含む。

※ H7 の大学等進学率は、通信教育部への進学者を含む。

福祉サービス対象者数 年次比較

平成12年12月8日
厚生省社会・援護局調※板山委員の提出した図表を基に厚生省社会・援護局責任で作成したもの。
また、全ての社会的問題を網羅する趣旨ではない。

対象者	対象者数			備考
	昭和30年 (1955年)	昭和50年 (1975年)	平成7年 (1995年)	
I 対象者別				
1 低所得者				
(1)被保護者	1,929,408人	1,349,230人	882,229人	
2 要援護老人				【2】
(1)寝たきり老人	※ 14万人	※ 148万人	* 97万人	・ ※は65歳以上患者数。
(2)痴呆性老人			* 15万人	・ *はH10。
(3)虚弱老人			* 106万人	・ (4)のH7は兵庫県を除く。
(4)一人暮らし老人			219.9万人	
3 障害				【3】
(1)身体障害児・者(在宅)	512,000人	1,407,800人	3,014,600人	・ (1)はS26、S45、H8。
(2)知的障害児・者(在宅)	319,000人	312,600人	297,100人	・ (2)はS36、S46、H7。
(3)精神障害者	—	139.0万人	216.7万人	・ (3)はS30、S62、H8。
4 児童・家庭				【4】
(1)要援護児童	*768,054人	1,799,755人	2,014,497人	・ (1)は児童福祉施設定員(*はS32)。
(2)母子家庭	48.6万世帯	37.4万世帯	48.3万世帯	
(3)父子家庭	—	6.5万世帯	8.4万世帯	
5 結核、難病				【5】
(1)特定疾患	—	21,694件	320,330件	・ (1)は特定疾患医療受給者証交付件数。対象疾患の増加あり。
(2)結核患者	*954,102人	435,902人	65,167人	・ (2)は活動性全結核登録患者数(*はS36)。
(3)透析患者	—	13,059人	154,413人	・ (3)は人工透析患者数。
6 戦争犠牲者				【6】
(1)戦傷病者	* 67,842人	151,435人	105,342人	・ (1)は戦傷病者手帳所持者数(*はS39)。
(2)遺族等	1,839,562人	975,721人	350,774人	・ (2)は恩給(軍人)及び援護年金年度末支給人員。支給対象者の拡大あり。
(3)原爆被爆者	*200,984人	356,527人	328,629人	・ (3)は被爆者健康手帳交付件数(*はS33)。
7 更生保護				【7】
(1)保護観察	61,265人	44,958人	71,851人	・ (1)は保護観察新規受理人員。
(2)刑法犯	558,857人	830,176人	970,179人	・ (2)は刑法犯検挙人員。
(3)20歳未満の刑法犯	121,753人	196,974人	193,308人	・ (3)は少年刑法犯検挙人員(S50、H7は交通関係事犯を除く。)
8 中国残留邦人帰国永住者	—	1,098人	16,051人	【8】
				・ 累積総数。
9 外国人				【9】
(1)外国人登録者数	674,315人	749,094人	1,362,371人	・ (1)はS34、S49、H7。
うち永住外国人	—	—	626,606人	・ (2)はH2.7.1以降推計。
(2)不法滞在者	—	—	286,704人	

対象者	対象者数			備考
	昭和30年 (1955年)	昭和50年 (1975年)	平成7年 (1995年)	
Ⅱ 今日的な課題別（一人暮らし老人等、既出のものを除く。）				
Ⅰ ホームレス等				
(1) ホームレス	—	—	* 2万人超	【1】
(2) 行旅死亡人等				・(1)の*はH11.11推計。
① 行旅死亡人	—	—	* 1,152人	・(2)①の*はH10度。
② 行旅病人	—	—	—	
2 自己破産者	※ 1,949件	* 14,625件	43,414件	【2】
				・※は破産新受件数、残り2つは自己破産申立件数（*はS60）。
3 アルコール依存等				【3】
(1) アルコール依存症患者	—	14,720人	23,800人	・(1)はアルコール精神病患者数及びアルコール依存症患者数（S30、S43、H8）。
(2) 薬物事犯	34,126人	9,703人	19,425人	・(2)は麻薬・覚醒剤事犯。麻薬とは、麻薬（H7は向精神薬を含む）、あへん及び大麻をいう。
4 失業・フリーター				【4】
(1) 失業者	* 59万人	100万人	210万人	・(1)は完全失業者数（*はS45）。
うち20代	* 24万人	36万人	73万人	・(2)はS30、S57、H9。
うち30代	* 11万人	19万人	33万人	・フリーターとは、①年齢15～34歳、②就業者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、
うち40代	* 8万人	17万人	34万人	男性については継続就業年数が1～5年未満の者、女性については未婚で仕事を主にしている者、③無業者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者をいう。
うち50代	* 6万人	12万人	28万人	
(2) いわゆる「フリーター」	—	50万人	151万人	
5 ドメスティック・バイオレンス被害者	—	—	* 2,418件	【5】
				・婦人相談所一時保護所、婦人保護施設及び母子生活支援施設における「夫等の暴力」等の理由による措置件数（*はH11）。
6 自殺者	22,477人	19,975人	21,420人	

福祉サービス提供者数 概観

平成12年12月31日
厚生省社会・援護局調べ

	真 国	高 齢	身体障害	知的障害	精神障害	児童育成
要援護者の発見	民生委員 216,842人	民生委員 (再掲)	民生委員 (再掲)	民生委員 (再掲)	民生委員 (再掲)	児童委員(民生委員) (再掲) うち主任児童委員 14,455人
サービスの利用支援(相談、サービス利用援助等)	福祉事務所 1,200か所 社会福祉協議会 (相談、地域福祉 権利擁護事業) 全国 1か所 都道府県・指定 都市 59か所 市区町村 3,368か所	福祉事務所 (再掲) 老人介護支援セン ター 4,379か所 在宅介護支援セン ター 5,262か所 社会福祉協議会 (再掲)	福祉事務所 (再掲) 身体障害者更生相 談所 68か所 身体障害者相談員 15,640人 市町村障害者生活 支援事業 200か所 社会福祉協議会 (再掲)	福祉事務所 (再掲) 知的障害者更生談 話所 79か所 知的障害者相談員 4,772人 障害児(者)地域 療育等支援事業 420か所	保健所 641か所 精神保健福祉セン ター 55か所 市町村保健セン ター 1,630か所 精神障害者地域生 活支援センター 195か所	福祉事務所 (再掲) 児童相談所 174か所 (婦人相談所 47か所) 地域子育て支援セ ンター 1,800か所 放課後児童健全育 成事業 9,729か所 社会福祉協議会 (再掲)
サービスを提供する施設(入所は○、通所は●、利用は☆)	<保護施設 336か所> ○救護施設 177か所 ○更生施設 17か所 ☆医療保護施設 65か所 ●授産施設 65か所 ☆宿所提供施設 12か所 <福祉事務所(生活保護給付) (再掲)> <社会福祉協議会 (生活福祉資金貸 付) (再掲)>	<老人福祉施設 19,106か所> ○養護老人ホーム 949か所 ○特別養護老人ホ ーム 3,942か所 ○軽費老人ホーム 1,082か所 ☆老人福祉センタ ー 2,249か所 ●老人日帰り介護 施設 6,462か所 ☆老人短期入所施 設 43か所	<身体障害者更生 援護施設 1,577か所> ○肢体不自由者更 生施設 37か所 ○視覚障害者更生 施設 14か所 ○聴覚・言語障害 者更生施設 3か所 ○内部障害者更生 施設 6か所 ○身体障害者療護 施設 327か所 ○●重度身体障害 者生援護施設 72か所 ☆身体障害者福祉 ホーム 34か所 ○身体障害者授産 施設 83か所 ○重度身体障害者 授産施設 127か所 ●身体障害者通所 授産施設 233か所 ●身体障害者福祉 工場 35か所 ☆小規模通所授産 施設 約5,000か所 ☆身体障害者福祉 センター 246か所 ☆在宅障害者日帰 り介護施設 220か所 ☆障害者更生セン ター 10か所 ☆補装具制作施設 26か所 ☆点字図書館 73か所 ☆点字出版施設 14か所 ☆聴覚障害者情報 提供施設 17か所	<知的障害者援護 施設 2,726か所> ○●知的障害者更 生施設 1,515か所 ○●知的障害者授 産施設 993か所 ☆知的障害者通勤 寮 116か所 ☆知的障害者福祉 ホーム 67か所 ●知的障害者福祉 工場 35か所 ☆小規模通所授産 施設 (再掲)	<精神障害者社会 復帰施設 401か所> ○●精神障害者生 活訓練施設 149か所 ☆精神障害者福祉 ホーム 99か所 ○精神障害者入所 授産施設 18か所 ●精神障害者通所 授産施設 127か所 ●精神障害者福祉 工場 8か所 ☆小規模通所授産 施設 (再掲)	<児童福祉施設 33,198か所> ○助産施設 537か所 ○乳児院 114か所 ○母子生活支援施 設 300か所 ●保育所 22,327か所 ○児童擁護施設 555か所 ○知的障害児施設 280か所 ○自閉症児施設 6か所 ●知的障害児通園 施設 229か所 ○盲児施設 14か所 ○ろうあ児施設 16か所 ●難聴幼児通園施 設 27か所 ○●肢体不自由児 施設 67か所 ●肢体不自由児通 園施設 82か所 ○肢体不自由児療 護施設 7か所 ○重症心身障害児 施設 88か所 ○●情緒障害児短 期治療施設 17か 所 ○児童自立支援施 設 57か所 ☆児童館 4,323か所 ☆児童遊園 4,152か所 <母子福祉施設 93か所> ☆母子福祉センタ ー 75か所 ☆母子休養ホーム 18か所 <○婦人保護施設 52か所>
サービスを担う人材(主な専門職)	福祉事務職員(う ち法令上、査察指 導員及び現業員は 社会福祉主事) 60,910人	社会福祉士 18,502人 介護福祉士 167,992人 ホームヘルパー 144,758人 介護支援専門員 (H10度・H11度 合格者計) 160,154人	社会福祉士 (再掲) 介護福祉士 (再掲)	社会福祉士 (再掲) 介護福祉士 (再掲)	社会福祉士 (再掲) 介護福祉士 (再掲) 精神保健福祉士 (第1回合格者) 4,338人	保育士 249,374人